第３回地域福祉センターに関する検討委員会

日時：令和４年10月31日（月）

10時00分から11時30分

場所：神戸市役所１号館24階　1241会議室

１．開会

２．出席者紹介　（資料１）

３．議事

（１）中間報告書案について　（資料２）

〇事務局より資料の説明

〇委員長発言

　今回の中間報告書では、設立の経緯や、あるいは改革しなくてはいけないことはもちろん大前提ですが、そこへ至るまでの４０年間この制度が成熟してきたこと、またそのような制度を育ててくださった地元の皆さんに改めて敬意を表しています。その上で、しかしやはり今日的な問題や状況がどんどん変わってきていますので、そういったものに合った地域福祉センター（以下、センターという）の在り方ということで、新しい人たちの参入を促進する。それによって、多様化したニーズあるいは地域課題への取組が可能になるだろうし、何よりも特定の人たちしか利用されていないということではやはり趣旨と違いますので、新しい人たちが来やすいようなシチュエーションをつくっていく。そのためには管理や運営など様々なテクニカルな問題もあり、これは何よりも現地の皆さんが大変苦労と工夫をなさっている部分ですので、改善の余地があれば、まずはそれをこの中間報告の中でどんどん取り上げていこうということです。

〇委員発言

　基本的な大きな方向性や原点の確認、そしてこれまでの地域の経緯といったものが、非常にコンパクトにまとまっているというのが第一印象です。その上で、今後市民の

皆さんのご意見も伺いながら、最終報告に向けて少し付加したい、あるいはより検討したいと思う点がいくつかあります。

１つ目は、中身というよりそもそもの考え方ということで、地域福祉センターはもとより、公共施設は誰のものか、あるいは何のためかという原点確認を今後も常に続けなければいけないと思うんです。今回は４０年という節目として振り返るわけですが、さらに４０年後はまた違う時代やニーズが生じていると思いますので、この報告書に限らず、こういった問題を常に考え続けることのメッセージをやはり出すべきだろうと思います。

とりわけ８７％が６０歳以上の方の利用になってきているという経緯は、最初のページにあるとおり、地域福祉センターが神戸市社会福祉協議会の福祉的な文脈から生まれ、その福祉がかなり限定的な、どちらかといえば高齢福祉の文脈の中で成長してきたという歴史を見ることができるわけです。一方で、今必要なのは、逆に若者や子育て世代の方、あるいは現役のサラリーマンの方がこのようなセンターをいかに公共施設として使えるかということがやはり論点になってくると思います。

そのあたりも含めて、誰のためかということは、時代の変化とともに常に考え続けなければいけないと思いますし、少し先のことを言いますと、ＳＤＧｓのいわゆるターゲットイヤー、２０３０年の議論が早くも始まっています。確定事項ではありませんが、そのキーワードはwell-beingと聞いておりますので、いずれにしても市民の皆さんのwell-beingに資するような施設としてどのように貢献できるのかという視点も重要だろうと思っています。

２点目は、１小学校区に１か所センターを設置することも検討が必要と７ページにありますが、やはり小学校区に１つはこういった拠点が必要であると思っています。とりわけ各区に区役所がありますが、地域内分権あるいは都市内分権の観点から、市の政策の広報面だけではなく広聴、地域福祉センターは公の施設ですが、まずこのセンターを、地域の放っておけない様々な問題や、フォーマル、インフォーマルな情報

が集まってくる拠点にすべきだと思うんです。

その意味においては、役所の介入あるいは介在という文脈で言いますと、地域担当職員制度や、あるいは神戸市が始められた職員の地域貢献応援制度の、１つの拠点としても活用できるかもしれません。いずれにしても市民ニーズの広聴広報の拠点にすべきと考えるならば、やはり小学校区に１つずつあることはとても豊かな資源になりますので、基本的にあまり大きく減らすという方向性は、少し危険な議論ではないかと思います。

３点目は多様性の理論で、大分報告書で踏み込んだ議論をいただいております。課題解決や防災、あるいは企業の参入や営利といった、いろんな多様性のキーワードをちりばめていただいていますので、基本的にこの方向性でいいと思っています。しかしやはり多様性に関しては、昔、多目的ホールが逆に無目的ホールと揶揄されたように、拠点ごとにある程度キーワードが見えるような展開をしていかないと、結局施設改修のときもどんなところに力を入れて改修するのかがぼけてしまうと思うんです。

そういう意味においては、例えば前回議論しましたように、この地域のセンターは部活の地域移行の拠点にしていく、あるいは図書というキーワードもありましたが、この地域は小学生、中学生が放課後に集まってくる拠点にしていく、あるいは高齢者の生きがいの場としてもいいし、サラリーマンがコワーキング的に使えるような拠点としてもいいかもしれません。

いずれにしても、この多様性という言葉は結構バズワードです。何でもありということは、逆に言うと何かよく見えないということも出てきますので、もう少し拠点の色も見えるような工夫が必要です。これは見せ方の工夫かもしれませんが、恐らく指定管理者の選定にも関わってくる話かと思います。

４点目が、その指定管理者の話です。ふれあいのまちづくり協議会（以下、ふれまち協という）と指定管理はこれまで完全に連動したモデルでしたので、これまでが間違っていたとは思いませんし、多分神戸市にとってもこれが地域の拠点として最もあ

るべき姿だったと思います。

ただ、ヒアリングに何度か参加させていただいた中で、もう後５年ももたないというご意見が非常に多かった。こういった中で言うと、やはりこの多様性の時代に鑑みて、継続的に引き受けていただけるところは引き続きふれまち協でいいと思うのですが、ここは撤退をしたい、あるいはここは企業に任せたい、ＮＰＯに任せたいという多様な使い方の使途によって、恐らく指定管理の在り方も変わってくると思うんです。あるいは共通の、ある程度共同で運営も公的にできるかもしれません。そんなことも含めて、やはり指定管理者制度の柔軟な運用に向けた変更をもう少し議論したいと思います。

最後は財源です。約４割の６４施設で、４０年以上というある意味公共施設の限界の数値が近づいてきています。私が最近関わった事例で言うと、京都府の与謝野町がクラウドファンディング型のふるさと納税の活用を始めました。これは、地域の企業や団体の地域づくりにお金がかかるとき、企業が直接資金を集めるのではなく、納税を通して集めていく。公共性、公益性の観点からしっかりとその選定をしたうえで、ふるさと納税として集めるということをしながら、その企業を応援していこうというモデルです。

このようなお金を行政のお金だけで支えていくことは、恐らく財源が幾らあっても足りないと思いますので、いずれやはりモデルとしては限界が来るだろうと思っています。このようなミッションに共感した方々がお金を投げ銭的にしっかりと払っていける、あるいはスポンサーという意味で外部の資金も得ていくようなことも、少し掘り下げて記述してもいいのではないでしょうか。この点は今記載がないので、財源の確保については全て行政が持つよりは、もう少しこの多様なファンドレイジングを考えていくという視点を加えてもいいのではないかと感じました。

〇委員長発言

１つだけ、地域福祉センターが小学校区内に１つという点は堅持するとしても、セ

ンターでなければいけないということではなくて、他の類似施設などもたくさんありますので、その際は場所を読み替えることはある、とりわけ代替する施設があったり、あるいは老朽化して壊さざるを得ないというときはそういうこともあるだろうと思います。しかし、校区に１つという路線を堅持しようというのは原則です。ただ、その担い手ももっと多様化していってもいいのではないかということも、この中で示唆されています。

また、well-beingですが、実は「神戸市民の福祉をまもる条例」における市民福祉がそういう考え方なんです。従来のwelfareではなくて、今で言う生活の困難性のようなものを克服していく。それも市民、事業者、市が一体となってやっていくという神戸市独自の考え方ですが、これを基にこのような地域福祉センターも生まれてきた訳です。そういう意味では、市民福祉という考え方とwell-beingは合致しているのではないかと思いました。

〇委員発言

委員がおっしゃるように、公共の施設は誰のものかという原点確認を常にやっていくのは非常に大事なことと思います。

神戸市が全市域に均質的に整備した公の施設が小学校区に１つということを堅持しつつ、その前提に立ち、今日的なニーズに合致するような運用に改めていくのがこの骨子と思います。そうした観点から、これまで指定管理を担ってこられたふれまち協の方々への理解といいますか、新しい考え方、捉え方の共有というのが非常に気になってくるのかなと思います。

〇委員発言

この中で一番気になっているのが、今回新しい機能を付加していくという方向性が示されたと思いますが、一見すると、単なる貸し室機能以上の機能をといったときに、今までの機能が果たしてきたことと果たせていないことの精査がもう一度必要かと思いました。というのは、やはりそういった機能を担ってきた今までのふれまち協が、

いろいろと機能というか、その組織の活動でうまく回っているもの、回っていないものがある、団体によっても大分違うということも伺いましたので、そういったところで、今後いろんな選択肢を地域のほうにお示しして、その中から幾つか選んでいければというときに、何ができていて何ができていなかったかということも、個別のメニューとしてもう一度確認する必要があるかと思いました。

そういった中で、先ほどもありましたように、誰のものなのかといったところが見えてくる。極端ですが、「誰のものであったか」から今度は「誰のものにしていくのか」というような、誰が主に使えるのかをもう少し見えるような形にする。一概に高齢者の方とくくってしまうと､見えなくなってしまうこともあるのかなと思いました。

個人的には、大枠はこれでいいと思いましたが、どうやったらうまくその路線に乗せていけるのかというときに、やはり施設の名前を変えることから始まるのかなという気もしました。

〇委員長発言

どんな名前にしたらいいと思いますか。

〇委員発言

福祉という言葉を組織上入れなければいけないのかどうかという点からも考え、とはいえやはり福祉というと、高齢者の方あるいは障害を持った方というイメージがあって、先ほどおっしゃったwell-beingや市民福祉という概念を酌み取る現代的な言葉がほしい。でも地域活動にしてしまうと何かぼやけているところがあります。もう少し考えたいと思います。

〇委員発言

地域による多様性の話が委員より出ましたが、そういったときに６ページ目の４の（１）で共通のルール整備とありますが、その「共通のルール」というのが誤解を受けないか、もう一度御再考願いたいと思います。最低限のルールは必要だと思いますが、あとは開館時間や営利目的にしても、地域が地域特性に応じて選び取っていけば

いいので、この共通というところが誤解を受けないように、というのが委員へのコメントです。

私のほうで、中間報告あるいは最終報告でも盛り込んでおいたほうが良いと思うことが４点あります。

１点目は経緯のところで、阪神・淡路大震災の際に、ふれまち協がセンターを使っていろいろ事業を展開していたようです。公的な資料としてはほとんど残っていないのですが､震災文庫で幾つか資料を見つけましたので､そういったことを盛り込めば、ふれあいあるいは地域をつなぐというイメージや、災害時など緊急のときの対応のようなものが出て、幅が出るかと思います。

２点目は、もう一つ経緯のところで、途中で所管の変更をしています。初め保健福祉部局だったのが、その後市民協働のほうに引き取った。その辺りの政策的な経緯の話がないと、なかなか地域の方がすっきりしないかなと思います。

３点目は６ページ以降の方向性のところです。近々でＷｉ－Ｆｉは整備されましたが、それがほとんど活用されていないとヒアリングで伺いました。ちょっともったいないので、何かＷｉ－Ｆｉを使った可能性みたいなものも具体的な文言としてあるとイメージが湧くと思いました。

４点目は、委員がおっしゃった点ともつながっていきますが、何よりセンター同士の情報交換の場がないというのが非常に問題だと思います。よくやっている事例や共通の悩みなどについて、ふれまち協同士が意見交換する場が全くないんです。区役所単位では時々やってらっしゃるそうですが、区を超えての枠組みがないのはどうかと思います。やはりこれからこの意見を受け止めて議論してもらうためには、お互いに意見交換をする場が必要かと思います。

実際のところ自治会については、神戸市のコミュニティ相談センターが、市内の自治会を対象に入会案内を作ったり、講座や情報交換会を実施するなど、試行錯誤しながら頑張っていらっしゃいます。そういう中間支援的なところがないとなかなか交流

も進まないし、先ほど委員がおっしゃった多様なファンドレイジングも、やはり中間支援的なところのアドバイスがないと、今運営されている地域の皆さんでは難しいと思います。意見交換の場づくりや、多様な運営を可能にする中間支援的なところの機能については、中間報告あるいは最終報告では盛り込んでいただきたいと思います。

〇委員発言

センター同士の交流は、とても大事だと思います。特によくあるのは、成功体験や成功事例の共有ですが、例えば島根県の雲南市では失敗事例を共有しています。そんな形の中で、苦労やあるいはその共感の輪が広がるような、そんな場づくりもできると思います。なかなかそのままどこかの地域の成功事例は応用できませんが、失敗事例は結構共通点があったりします。そういうことも含めて、そのような場づくりを誰がするのかという問題もあります。

そういったことにおいては中間支援、明石でも地域運営組織をつくるときに中間支援団体がとても機能されています。自走し始めたらもう要らないと思いますが、自走するまでの間、ＮＰＯか行政かは分かりませんが、中間支援的な役割の必要性をとても感じています。

〇委員長発言

中間支援は本当に大事だと思いますし、確かに必要ですが、行政でできるのか、あるいは行政でないほうが良いのかという気もするのですが、どうでしょうか。

こういうプラットフォームや中間支援的なことを行政でやると、やはり行政というのは答えが出ていること、あるいはある程度出口が見えていることに関しては得意なんですが、どうなるか分からない、あるいは失敗してもいいようなことは前提としてまず許されませんので、中間支援を担っていけるかなと懸念しています。新しい行政の方向としてそれもありだと思いますが、そうなったらかえって動きにくいかなという気もしますが、どうですか。

〇委員発言

多分中間支援だけでも行政だけでもうまくいかなくて、委員がおっしゃった明石の例は中間支援がやっていますが、行政からもたくさん職員が出向していて、そこでやり方を学びます。やはり中間支援が入ってうまくいくところもあれば、行政職員が出ていかないとなかなか窓口が開かないところもあるので。ただ、職員もたくさん出向していますし、中間支援団体からも人材は出しています。何より大事なのが人件費。人件費がつけば大体どこの団体でもうまくできます。神戸の場合は、非常に低い金額でしか今まで中間支援を利用してこなかったので、きちんと人件費をつけてそこを確立させるという施策であれば、別に主体は問わないと思います。

○事務局発言

まず「共通のルール」という表現を残しているのは、「最低限」というと、「最低ここまでやればいい」というニュアンスが出るかと思い、そうではなくて「最低ここまではみんなでやろう」という趣旨で、「共通のルール」という表現を取ったところです。これは今後地域などに説明をしていくことになるかと思いますが、その折にもそういう趣旨をお伝えしなければならないかと思いました。

また、経緯についてですが、中間報告書の中に配するかどうかは別として、最終的には反映できるように、調査や確認を進めていきたいと思います。

それから、センター間の情報交換や情報連絡が少ない、あるいは行政と地域の間の情報共有を円滑にできる仕組みがないのではないかということでした。これについては、今、システム上何かできないかということで、オンラインを使った情報交換の方法を今年度内に各センターあるいは行政､区役所との間でできるように進めています。それがうまくワークするかどうかも含め、試行的に考えているところです。

それから、Ｗｉ－Ｆｉの利用状況ですが、アクセス数にかなり幅があるようで、よく使っているセンターもあれば､あまり使われてないところもあるということでした。ただ、Ｗｉ－Ｆｉがあるという環境の中で、プログラミング教室やスマホ教室といったことを実施しているところもだんだん増えてきましたので、今後そのような活用、

可能性が広がってくるかと思います。

さらに、公共施設は誰のものかということを明確に、常に意識しておくべきという御指摘をいただき、そのとおりであると改めて認識いたしました。地方自治法２４４条では公の施設について規定していますが、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設、公の施設を設けなければならない。それは正当な理由がない限り利用を拒んではならないとありますが、総じてみんなの施設であるということです。いろんなことができる施設であって、当然施設の目的というのはあると思いますが、そういったものが原点にあるということを、行政側としても念頭に置きながら、今後考えていかないといけないと思います。

〇委員長発言

要するに、公共やパブリックというのは何なのかというときに、ともすればイコール官と考えていたのが、そうではなく、平たく言えばみんなのものと言うのですが、今度は「みんな」の定義づけが難しくなってきています。特にこの地域福祉センターに関しますと、「みんな」というのは責任を持って管理運営している人が利用者にもなり得るというもので、それが同じ人たちになってきて、そういう意味でのある種の限定性が、今日的な視点からすると問題になっているのではないか。しかし、センターをずっと守ってこられた方にすれば、責任も義務も果たしているということでは何ら矛盾はないわけですが、みんなと言うとき、どこまでを「みんな」と考えるか。そのときに、今日よく言われるのが、誰をも見捨てないというダイバーシティへの配慮を含んだ上で「みんな」というものを考えるべきではないかというのが、今日的な視点かと思います。

〇委員発言

共通のルールの中でこれだけはやっておいてほしいという話がありましたが、先ほどの名前の話について、地域の中にいろいろな他の機能を果たす施設がある中で、この地域福祉センターが何を実現する場所なのかということを改めて全体の中で考えて

いくものを出していくことが必要かと思います。その中で最低限やっておくべきことが決められていくことを考えていかないと、小学校区という地域の中で、ほかの公共施設なのか民間施設なのか、全体を通してその地域の中の福祉を実現するために、地域福祉センターが果たすべき役割を改めて考えていくことがまず重要だと思います。その中で、やはり地域性やあるいは活動団体の現状といったところが、そこに加味されていくのだろうとまず思いました。

あと、ヒアリング先で既存団体の中でのいろいろな軋轢（あつれき）の話も伺いました。最初に今までの活動に敬意を表してとありましたが、このスムーズな移行をどのように考えていくのかも重要かと思います。既得権益と言うとおかしな言い方ですが、やはり団体がやってきたことを変えるとなると、かなりいろいろな軋轢があるかとも思いますので、そこの位置づけをどううまくしていくのか。そういう意味で、先ほど名称変更からと言ったのは、違うものとして刷新するまでは言い過ぎですが、機能的な見直しがあったことを内外に伝えていく必要があると思いました。

〇委員発言

先ほど委員がおっしゃった、中間支援的な機能やセンター同士の情報交換の大切さというのはまさにそのとおりだと思います。ヒアリングのときも、ほかのセンターには個人的に気になる行事や事業があれば、それを見に行く程度とおっしゃっていましたし、コープこうべと一緒にごみ捨ての問題に取り組んでいる地域の方にお話を聞いたときも、隣の地域に住む人からごみ捨ての依頼があっても対応できないと。隣の地域で活動している人とは話をしたことがないともおっしゃっていました。少し驚いたので、ぜひそういう、センターを超えた様々な情報のやり取りというのは必要なことと思います。

〇委員発言

２点ありまして、１つは名称です。例えば沖縄県では、母子健康手帳は誰のためかという議論の中から、母子健康手帳に親子手帳という名称を併記しており、「親子（母

子）手帳」という名前にしています。東京都でも親子健康手帳にしています。これは母子健康法を根拠とする、母子健康手帳が正式名称ですが、「母子」としますと母親と子供だけになってしまいます。やはり名前がとても大事ですので、自治体の解釈で併記をしたり、愛称や通称を使ったりすることはできていますし、これからも多分そうなっていきます。

話を戻しますと、地域福祉センターという名前が意味する福祉の意味が、本当はもっと広い意味の福祉のはずですが、介護保険法の施行も含めて、どうしても高齢者福祉に矮小化されたイメージで多分伝わってしまうという点、皆さんの理解が広ければ名称変更は必要ないのですが、それが今は逆に矮小化されてしまっているところに、今本当の名称変更の理由があるのだろうと思います。

じゃあどういった名前にすべきなのかという話ですが、２案あって、１つは今までの敬意を表するということも含めて言うと、ふれあいのまちづくりという言葉が神戸では非常になじんできたと思うんです。そうなると、「地域ふれあいまちづくりセンター」のように、名前にしっかりとこれまでの歴史を残すということです。こうなると、略称は恐らく「ふれまちセンター」等になってくるかと思います。

もう一つは、時代の変化に鑑みという議論もありました。そうなると、やはり今後大事になってくるのは協働という視点だと思います。この協働、あるいは共創という言葉もよくありますが、協働や共創を冠した「地域協働まちづくりセンター」や「地域共創まちづくりセンター」のような統一名称があった上で、あとは愛称や通称を地域ごとに議論してつけていただくことによって、あえて福祉という言葉を消極的に外すということです。ただ、地方自治法の第１条第２項や２４４条も含めて、福祉のミッションは変わりませんので、地域の皆さんたちのwell-beingを達成するためにあることは全くもって変わらないことも確認したほうがいいだろうと思います。

２点目は、先ほどシームレスな移行をどうするかという話がありましたが、地域福祉センターの指定管理は一括なんです。約２００施設を一括で、指定管理の認定をし

ています。これが多様化していくとなりますと、最大１９４回指定管理の認定をやらなければいけなくなる可能性があります。なかなか現実的ではないということも含めて言うと、どのようにシームレスに移行していくのかは、実は指定管理の在り方そのものも含めて、今までかなり強引にまとめて一括で指定してきたので、このやり方は恐らくなじまなくなるのではないかと思うんです。そのあたりをどう考えていくのか、指定管理の在り方をどうするかということも、セットで議論しなければいけないということだけ問題提起させていただきたいと思います。

○委員長発言

指定管理については、次の議案で、これから考えていく際の頭出しにしたいと思います。

名称は、まずセンターを避けたいと思います。この時代は、全部センターなんです。センターといったら、もっとハブ的な意味合いや専門性があるなど、ブランチがあってのセンターなのに、このときのブームだと思いますが、もうどこでもセンター。名称に関しては、センターはできれば避けたいという気持ちです。

ただ、移行は難しいと先ほどおっしゃっていましたが、１９４施設を一度に移行するのではなくて、その置かれている立場で、特にふれあいのまちづくり協議会が困っているところでどういうふうにしたらいいのかという種類の移行であって、こちらから押しつける移行ではありませんので、そういう意味ではその困り方等によっていろんなグループ化はできるかと思います。一斉に同じ方向を向かせるような種類の移行では全くありません。むしろ皆さんのお困りのところ、例えばどうやったら管理運営等をはじめお手伝いできるか、あるいは中間支援的なヘルプがあったほうがいいということで、これは幾つかグループ分けした上でやっていけばいいのではないかと思います。

○事務局発言

まず、やはり公共施設の在り方ということで、特に人口減少や高齢化が進んでいく

中で、その域内の公共施設をどう活用していくかについては、全市的にも非常に大きいものがあります。その利用率も含めて、しっかりと有効な公共施設の使い方というものを検討していく必要があろうかと思います。その上で、原点回帰ということで、誰のものなのか、どうしていくのかというお話もありましたので、そういう点もしっかりとこの中には書き込んでいく必要があると考えています。

また、小学校区ごとの是非という話の中で、都市内分権という話もありました。企画調整局は大都市制度も抱えておりますので、まさに今、地方制度調査会で、都市内分権という中で住民自治をどう考えるかということです。指定都市の場合は、特に国と都道府県、都道府県と指定都市という関係性はありますが、都市内分権といった場合に、今議論になっていますのは、特に指定都市の場合、１行政区当たり大体１市町村、１つの市ぐらいの単位で行政区を設定しておりますので、都市内分権といいますと、市と行政区と地域の３つをどういうふうに考えていくかということ、住民自治を進めていく上でどう社会参加や住民参加を促していくかということだと思います。このあたりについても、要は役割分担というよりは、やはり機能分担という気もしますので、住民自治の中でどういう機能をそれぞれ地域や行政が分担していくのかということも視点として必要かと感じました。

それから財源、ファンドレイジングについては、企画調整局ではふるさと納税も所管しています。そういう意味では、いろんな財源の多様化の中で、市民参加や住民参加以外に、例えば神戸出身の方や他都市の方にファンドレイジングに参加していただくという趣旨も含めて、これも大変必要な視点かと思います。

それから、共通のルールです。これについては、地域活動の場として広げていく上で最低限のルールは決めておかないと、誰のためなのかということにつながっていくのですが、その分しっかりとある程度最低限のものとして掲げた上で、それぞれ地域同士、地域の特性に応じた形での指定管理や運営というものが必要になってくると思います。

センター同士の情報の共有化は非常に大事で、デジタル化も含めて、これからそういった公共施設や住民自治を考えていく上で、デジタルというのも非常に大事かと思いました。

中間支援団体についても、行政のリソースもかなり減っていく中で、こういった官民等の役割分担や機能分担といったこともこれからしっかりしていく必要があると思いました。

それから、名称変更については矮小化されないように、象徴としていろんな御意見もございましたので、引き続きまた議論をいただけたらと思います。

取りあえず今回は中間報告についての御意見ということで、この議事の中でお伺いさせていただきましたが、非常に多方面な視点から御指摘いただいたので、こういうことも含めて、これから最終報告に向けて進めていきたいと思います。今回中間報告で頂いた視点についても、今後予算編成なりいろんなことが関わっておりますので、一旦ここで中間報告をいただいて、多様な部分での方向性を検討していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

（２）地域団体等を指定管理者とする公の施設の管理運営について　（資料３）

〇事務局説明

〇事務局発言

今回この場でこの資料を御説明させていただく趣旨は、今日何かこれを基にして決めるということではなく、今回の中間報告の中でも、検討委員会で今後どういう形でルールや施設を運営されていくべきなのかをご議論いただき、あるいは事務局のほうでも今後考え方を進めていくに当たっての比較の資料ということで、こういったことを含め、今後予定されております第４回以降の議論で様々な御意見を頂戴したいという趣旨で、今回頭出しとして御提示させていただいた次第です。

〇委員長発言

先程委員がおっしゃった指定管理の在り方自身をやはり問い直すというか、変えて

いく必要があるのではないかと思います。とりわけ今回の中間報告で指摘しました共通のルール整備や管理運営に関する制度の改善といったことで、最低限こういうルールを明文化し、かつそれを透明性のあるものにする。ルールを設置することによって、管理者自身の、ある種の恣意性というものを排除していって、公平性や開放性を担保するということもあるだろうと思います。

ただ、この２つの施設はある意味例外的で、地域福祉センターとは大分違っていて、かなりの人件費がつく、あるいはこういう自主財源を自分たちで確保する手立てを持っていますので、それによって人を確保することができて、管理運営がかなりスムーズになっています。それもあり、かなり多様な人たちが活動へ参画あるいは参加し、あるいはそういうものに対して興味がなかったとしても、ただ立ち寄ることもある。先ほどサードプレイスという言葉もありましたが、ドロップイン、ただ単にふらっと気軽に立ち寄れる場所という意味合いもこういうところにはあり、管理運営の在り方や指定管理の在り方だけではなくて、運営の仕方も結構独自性があるということです。

前もって丸山コミュニティ・センターに行ったのですが、すごく生き生きとした活動をされていて、また独自のスタッフを雇ったりして、１つの住民自治の共和国の典型を見たような思いでした。

○委員発言

指定管理の場合、条例で定休日や開館時間をうたってしまうよりも、条例ではおおまかに年間何日や何時間めどぐらいにしておいて、あとは仕様書で書き込むというのが恐らく融通の利く運営の仕方かと思うのが一点です。

それから、やはり何か独自の財源を設けられるように、会計を別にするのがやりやすいかどうか分かりませんが、最低限指定管理料としてはこれだけのことをやってもらって、あとは独自財源で、例えば空き家の草刈りや放課後児童クラブ、あるいはバザーやファンドレイジング等をやって自主財源を確保しているような事例がほかではありますので、会計を分ければ可能になることは、仕様書のレベルかと思います。

あと、専有と共有のところは、仕様書レベルなのか条例レベルなのか、つまり今は使用料を払って貸し館、専有という使い方しかできていないのですが、そうでなくてもふらっと来てみんなが使えることが望ましいわけで、そこの考え方を今後整理していく必要があるかと思います。たまり場的な要素をどうやってこの指定管理の条例や仕様書の中に盛り込むのか。みんなが何となくいて、好きなことをやってという雰囲気をつくるためにはどうするのか。逆にしっかりクローズドな状態で貸せる空間というのをどうやってつくるのか。その辺が少し気になりましたので、一緒に考えていければと思います。

○委員長発言

今の御指摘に併せて、ここに使われている営利という言葉が、誤解を生むというか、少し曖昧で、特に非営利組織は、もうかったお金を株主に還元しないという意味での非営利ですね。ところが、とにかく実費が発生してそれを回収するという程度のものも営利という使い方をしている場合が多いので、営利という言葉の使い方に関して、我々も注意しなければいけないと思います。

○委員発言

今おっしゃった営利の本当の意味は非分配です。ですから、やはりそこが先ほどの福祉と同じく誤解されていて、行政内部も含めて、住民の皆さんたちもここはしっかりと理解をすること。最近では非営利株式会社といった言葉も出てきていますので、目的が違うということ。あくまでも地域のためには、これは収益が発生するので、その部分はしっかりと理解する。指定管理の場合は、指定管理料は基本的に増えないので、特に外部収入がとても大事になってきます。そうなってきますと、今は改修費用等を指定管理者が負担しています。そのあたりも含めて、その他外部収入も目的が営利でなければしっかりと認めていけるようにする。ただし、公の施設ですからこれはチェックが必要です。何でもかんでもありというわけにはもちろんいきませんが、一定のルールの中で認めていく。

あとは、いろんな公の施設の指定管理を見てきましたが、やはりその外部の第三者チェックの中でいろんな改善が行われてきました。本当に指定管理者の皆さんたちの努力によってこの３年間改善してきたという様子があります。ただ、難しいのは、そもそも会館そのもののミッションが変更していること。婦人会館や地域福祉センターというのはなかなか難しくて、細かいことの改善事項ではなく、まさしくこの検討委員会や、在り方そのものの議論が必要なので、とても難しいと思いました。

また、指定管理料の話がありました。ふたば学舎や丸山コミュニティ・センター、婦人会館とは異なり、地域福祉センターは１施設当たりたった１６０万前後、他の指定管理の施設の１０分の１以下の指定管理料で運用しており、人件費１人分も払えないわけです。

ですから、今日の議論で柔軟に多様性を持って、もちろん今までどおりでいいというところはそのままでいいと思うんです。ただし、少し変えたいとか限界に来ているところが変わろうと思ったときには、指定管理料をどう担保していくのか。これは神戸市の財政に直結する問題ですから、１団体当たり最低でも桁を１個増やしてもらわなければできないわけです。じゃあ、例えば５０団体増額となると神戸市としても面倒が見られるのかという話も出てきます。やはり指定管理料の在り方はとても難しい議論で、財源と常にセットで議論しなければいけないことだけ問題提起させていただきます。

〇委員長発言

指定管理の在り方等について、市役所の中で検討している部署や審議会等はあるのですか。

〇事務局発言

評価委員会もありますし、指定管理の在り方というのは、御指摘あったようにこれから非常に大事になってくると思います。今回の話の出発点の中で、もともとこの地域福祉センターは施設条例が少し特殊で、本来ですと、施設ごとのハードの部分で条

例が設定されますが、これはふれあいのまちづくり活動と地域福祉センターが一体となった条例になっていまして、そこはしっかり整理する必要があると思います。そういったところも含めてしっかり非営利の部分、地域で運営していけるような体制をどう取っていくかということも含めて検討していく必要があると思います。だから、通常の指定管理施設とはやはり少し違うと思いますので、そのあたりどう条例の中で検討していくかというのは必要になってくると思います。

〇委員発言

具体的にいろいろとまとめていただいて、改めてこれを担えるふれまち協のモデルを１つつくっていかなければいけないだろうと思います。例えばこの開館日にしても、こんなに開けられないというところも結構あるかと思いますが、じゃあ開けられるところに対してどんなサポートがあるか。指定管理料の議論になってくると全部がつながっているので、どこから切り込んでいくかというところ、また、名前も検討しなければいけないと改めて思いました。

〇委員長発言

中間報告の中でも、電子錠の導入や、スライド１１の指定管理のところでも、施設利用者の原状回復義務と損害賠償責任ということで、いろいろ今までのネックになっていることをクリアするような方策というのは、幾つかテクニカルには見えてくるかと思います。

〇委員発言

質問になりますが、営利目的で使用する場合、ふたば学舎も丸山コミュニティ・センターも５倍の使用料という設定がされていますが、これはこういう施設では一定オーソライズされた基準なのでしょうか。あるいは、５倍ということで利用はあるのかというと、少ないだろうと感じるのですが、地域福祉センターもこういう高収入を生むような地域の活動を取り込んでいきたいという方向性にあるかと思うのですが、そのこととの絡みでどうなのでしょうか。

○事務局発言

まず５倍の基準ということですが、指定管理の中では割と一般的な取決めの１つで、今日御紹介した施設の中では特にふたば学舎が営利目的の利用が多いと聞いています。古い校舎の面影があり、映画の撮影等いろんなことに使われているということです。

○委員長発言

我々の直接の議題や案件ではないものの、多分に重要な課題ですので、こういう施設の管理運営の在り方ということで、また最終報告の際に皆さんのお知恵を拝借したいと思います。しかし、その際にどんな論点で皆さんのお知恵を拝借するかは、もう少しまとめていく必要があるかと思いますが、今日の皆さんからの御指摘を受け、指定管理の問題だけではなくて、いろんな方向性の問題や具体的な書き込み、あるいは防災への対応等も含めて、各委員が指摘されたことをどういう形で網羅できるか、最終報告に向けて検討していきたいと思います。

４．その他（資料４）

○事務局説明（委員質問なし）

○局長挨拶

もともとこういった形で地域福祉センターをどうしていくかという話の中で、やはり市民の方に、交流の場も含めて、いかにこの公の施設であるセンターを利用していただきやすい形にするかということが根本です。

一方で、シームレスという話もありましたが、今まで非常に地域のことで活動していただいたふれあいのまちづくり協議会の皆様とも、これからいかにその課題に入っていくか。well-beingというお話もありましたが、持続可能な地域社会をつくっていくというまさにＳＤＧｓの視点で、この地域福祉センターがどういう役割を果たしていくかの御議論をいただいいるところです。今日いろんな御意見も頂きましたので、こういうことを含め、一旦中間報告をまとめさせていただいた上で、最終的に今後センターをどうしていくかについて、また取りまとめをさせていただきたいと思います。